

こどもの心の地域子育て支援事業業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・公募型企画提案競技実施後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上契約を締結する。

1 事業の名称

こどもの心の地域子育て支援事業

2 目的

こどもの精神的な問題は様々な要因があり、複雑に関与しながら症状を呈している。そのため、母子保健や児童福祉に従事し子どもや保護者に接している支援者等は、こどもの行動の背景にある心理的な要因に気づき、適切に対応することや専門機関につなげることが求められている。

このため、専門的知識を有する医師等による相談対応や医療機関での実地研修等を実施することにより、こどもの心に関する対応技術の向上が図られること、また、行政と地域の医療機関が連携し支援できる体制の構築が図られることを目的として以下のとおり事業を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 内容

(1) こどもの心の相談支援

ア 対象者

こどもの心の問題や被虐待児、発達障害等の対応について困難を抱える保護者や支援者

イ 実施担当者

拠点病院における医師、心理士等

ウ 実施方法

相談予約は県が指定する方法で受け付け、オンライン等による相談対応を行う。

エ 事故報告

事故（例：個人情報流出等）に該当する事案が発生したときは、速やかに埼玉県へ報告することとし、事故対応について埼玉県から指示があった場合には、これに従うこと。

オ 実施体制

相談場所は受託者が確保し、それに係る経費は受託者が負担する。

(2) 専門的知識を有する医師等による研修実施

ア 研修は対面及びオンラインで実施し、うち1回は事例検討等の実習（グループワーク等）を含む内容にすること。

イ 研修の企画、講師依頼、運営及び関係機関への周知ととりまとめ等、一貫した業務を行う。

ウ 研修講師は、医師以外にコメディカルスタッフも含むこととする。

(3) 行政職員、小児精神を診療する医師及び小児を診療する医師を構成員としたネットワーク会議

ア 行政、医療機関それぞれの現状を互いに把握できる場とすること。

イ 開催回数は年1回程度とする。

ウ ネットワーク会議のテーマについては、参加者のニーズを踏まえた上で十分な検討を行い決定すること。

(4) ホームページ等を活用した普及啓発・情報提供

当事業の普及啓発やこどもの心の診療・支援に関する情報提供について、ホームページ等を活用し発信すること。

5 事業実施上の留意点

(1) 関係機関等との連携

関係機関等との連携を十分に図り、本業務の実施について協力を求めるものとする。

(2) ネットワーク回線及び環境

相談に使用する PC 及びオンラインツール、ネットワーク環境は受託者が用意し、取得・使用・管理に係る経費は受託者が負担する。なお、相談ツールの種類は指定しないが、相談者が利用しやすいものとする。

(3) セキュリティ対策

ア 個人情報の保護

本事業を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定める手続きを行うものとする。

イ セキュリティ対策の実施

本委託業務の実施に当たっては、以下の対策を行うこと

(ア) セキュリティ対策規定等の整備

(イ) 監査・点検等の実施

(ウ) 緊急時の連絡体制

6 損害への対応

- (1) 受託者は、本委託業務を事故の責任において実施することとし、受託者が被った損害について埼玉県に対して賠償を請求しない。
- (2) 受託者は、本委託業務の実施にあたり、故意または過失により埼玉県又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任で賠償する。

7 報告

受託者は、別に定めるところにより、本事業のうち相談支援の毎月の実施状況について、翌月 15 日までに埼玉県へ報告するものとする。報告項目は埼玉県と調整の上、決定する。

8 その他

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には埼玉県と協議すること。
- (2) 本事業の権利については、全て埼玉県に帰属するものである。
- (3) 受託者は、本業務の質の向上に努めること。また、常に最新の医療、福祉等に関する情報を収集し、相談者に提供すること。